

くらしのインフォメーション



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!

令和3年度福岡市消費生活センターの相談概要 商品別分類相談件数ランキング

順位	商品分類	件数	
		令和3年度	令和2年度
1	商品一般	※1 859	1,029
2	不動産賃借	699	792
3	携帯電話サービス	342	391
4	インターネット接続回線	281	297
5	異性交際関連サービス	※2 216	8
6	他の健康食品	215	523
7	工事・建築	206	229
8	役務その他サービス	189	322
9	基礎化粧品	187	182
10	他の内職・副業	※2 158	62

令和3年度の相談件数は10,753件で、前年度と比べて1,802件（14.4%）減少しました。

迷惑メールをはじめ不審な電話や覚えのない荷物、架空請求などの相談が含まれる「商品一般」が最多となっています。

*1 「商品一般」：商品に関する相談のうち、商品の特定ができないまたは商品を特定する必要のない相談。

*2 令和3年度から全国消費生活情報ネットワークシステムの商品別分類が改定され「デジタルコンテンツ」は廃止となり「異性交際関連サービス（出会い系サイトなど）」や「他の内職・副業」など多数に分類。

ちょっと待って!! そのネット注文定期購入ですよ!
～おトクな初回特典でのネット注文時には御注意を!～

ネット注文は **注文を確定** をクリック(タップ)する前に必ず確認!



確認するポイント

- ① 1回限りの購入ですか?
「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。
- ② 2回目からの価格は?
「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。
- ③ 解約の方法は?
1回限りで・簡単に・無料で解約できますか?

上記①～③などの基本的事項については、改正特定商取引法により、令和4年6月から最終確認画面で分かりやすく表示することが義務付けられました。

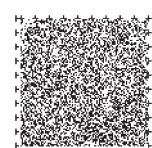
※トラブル回避のため最終確認画面のスクリーンショットを残しましょう。

※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談!

消費者ホットライン 188（局番なしの3桁）
福岡市消費生活センター 092-781-0999

(音声コードによるご案内)
目が不自由な方などに音声で案内するコードです。
読み取りアプリをダウンロードしてご利用いただけます。

音声コード⇒



モバイルバッテリーによる事故に注意!

モバイルバッテリーは、スマートフォンやタブレット等を充電できる予備電源として近年急速に普及していますが、取扱いを誤ると発熱や発火、火災につながることもあるため注意が必要です。



事例

かばんに入っていたモバイルバッテリーが突然発火し、かばんの中を焼損した。

【出典：nite再現実験より】
充電していたモバイルバッテリーから発火

事故防止のために

製品本体に強い衝撃、圧力を加えない、高温の環境に放置しないようにしましょう

製品本体に強い衝撃や圧力が加わったり、高温の環境下にさらされたりすると、内部電池が変形・破損して発煙、発火に至る場合があります。



NG行為：ポケットの中で押されている、炎天下の車内に放置したなど

膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、いつもと違う異常を感じたら使用を中止しましょう

内蔵電池が変形・破損したまま使い続けると、発熱、破裂、発火する原因になります。

リコール対象製品でないか、リコール情報を確認しましょう

消費者庁のリコール情報サイトを確認し、リコール対象品の場合は直ちに使用を中止して製造メーカー、輸入業者、販売店に連絡してください。

■消費者庁リコールサイト：<https://www.recall.caa.go.jp/>



新規に購入する際は、PSEマークを必ず確認しましょう！

※平成31年2月1日以降、PSEマークのないモバイルバッテリーは販売できなくなりました

PSEマークが表示されていないモバイルバッテリーは、技術基準への適合を確認していない製品です。そのような製品は絶対に購入しないでください。



PSEマーク

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 祕密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始は除く）9時から17時

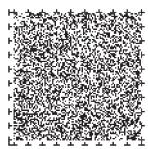
※来所相談は予約制

第2・4土曜日（祝日は除く）10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索



※ 相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。

